

令和元年の年内（11月以降）に小規模企業共済制度および経営セーフティ共済の各種申込受付を当所窓口にて行う場合の注意点について（ご連絡）

1. 小規模企業共済制度

（1）前納（毎月の掛金に変更が無い場合）

①当所への申込締切日 **令和元年11月14日（木）まで**

（2）前納（増額して前納する場合）

①掛金（前納掛金を含む）を現金で納付することで可能ですが、**当所窓口では現金の受領は出来ません**ので、掛金を引き落としている金融機関の窓口で直接お申込み下さい。

②金融機関への年内申込締切日は各金融機関にお問合せ下さい

（3）新規申込時に前納する（現金なし）

①11月、12月に申込をした場合、初回の掛金請求が翌年となるため、申込年の所得控除は対象外となりますのでご注意ください

②当所への申込締切日 **令和元年10月28日（月）まで**

（4）新規申込時に前納する（現金あり）

①当所窓口では**現金の受領は出来ません**ので、ご希望の指定金融機関で直接お申込み下さい

②金融機関への年内申込締切日は各金融機関にお問合せ下さい

2. 経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）

（1）前納

①前納希望年月の5日（土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日）までに中小機構が書類を受理すれば、その月に掛金が口座から引き落とされます

②当所への申込締切日 **令和元年11月29日（金）まで（令和元年12月に前納希望の場合）**

（2）新規申込で年内に振込による前納をする場合

（会 員）**令和元年12月25日（水）まで**

（非会員）**令和元年12月13日（金）まで（現地訪問致します）**

①上記受付期間を過ぎた申込は、ご希望の金融機関で直接お申込をして下さい。